

○仙台市マンションの管理の適正化の推進に関する条例施行規則

令和八年四月一日

仙台市規則第五十二号

(趣旨)

第一条 この規則は、仙台市マンションの管理の適正化の推進に関する条例（令和八年仙台市条例第二号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において使用する用語は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）及び条例において使用する用語の例による。

(マンション分譲事業者による届出)

第三条 条例第十一条第一項及び第二項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書により行うものとする。ただし、市長が別に定める場合は、当該事項の一部を省略することができる。

- 一 マンション分譲事業者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
- 二 マンションの管理に関する認定等で市長が定めるものの取得状況等
- 三 マンションの名称及び所在地
- 四 戸数、階数等のマンションの概要
- 五 管理組合の運営に関する事項
- 六 管理組合の経理に関する事項
- 七 建物の修繕に関する計画等
- 八 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項の届出書には、次に掲げる書類（条例第十一条第二項の規定による届出を行う場合にあつては、当該変更に係るものに限る。）を添付するものとする。ただし、市長が別に定める場合は、添付を省略することができる。

- 一 規約の案
- 二 長期修繕計画の案

(管理者等による届出)

第四条 条例第十二条第一項及び第二項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書により行うものとする。ただし、市長が別に定める場合は、当該事項の一部を省略することができる。

- 一 管理組合の管理者等の氏名又は名称並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
- 二 マンションの管理に関する認定等で市長が定めるものの取得状況等
- 三 マンションの名称及び所在地
- 四 条例第十二条第三項の集会の日等
- 五 戸数、階数等のマンションの概要
- 六 管理組合の運営に関する事項

七 管理組合の経理に関する事項

八 建物の修繕に関する計画等

九 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 条例第十二条第二項の規定による届出は、別表（い）欄に掲げる当該マンションの所在する区域の区分に応じ、それぞれ同表（ろ）欄に掲げる基準年度を初年度とする三年ごとの年度に行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該年度においては、同条第二項の規定による届出を行うことを要しない。

一 当該届出を行うべき年度の前年度に条例第十二条第一項の規定による届出を行った場合（当該届出を行うべき年度に同項に規定する当該届出の期限が到来する場合に限る。）

二 当該届出を行うべき年度に条例第十二条第一項の規定による届出を行った場合

三 当該届出を行うべき年度の翌年度に条例第十二条第一項の規定による届出を行う場合（当該届出を行うべき年度に同項の集会所が開かれ、かつ、当該年度の翌年度に同項に規定する当該届出の期限が到来する場合に限る。）

（届出事項の公表）

第五条 条例第十三条第一項の市長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 条例第十一条第一項若しくは第二項又は条例第十二条第一項若しくは第二項の規定による届出があったこと

二 第三条第一項第一号から第三号までに掲げる事項

三 第四条第一項第二号及び第三号に掲げる事項

2 条例第十三条第二項の市長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 第三条第一項第四号から第八号までに掲げる事項

二 第四条第一項第四号から第九号までに掲げる事項

3 条例第十三条第一項及び第二項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（マンション分譲事業者から管理者等への書類の交付）

第六条 条例第十四条第一項のマンションの適正な管理及び建物の修繕に有用な書類として市長が定めるものは、次に掲げるものとする。

一 当該マンションに係る第三条第一項の届出書の写し

二 当該マンションの消防用設備図

三 当該マンションの給排水設備図

四 当該マンションの電気設備図

五 当該マンションのガス設備図その他の機械設備図

（届出等に関する勧告等）

第七条 条例第十五条第一項及び第二項の規定による勧告は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

- 一 当該勧告の対象者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
- 二 当該勧告の内容及び根拠となる条例の条項
- 三 当該勧告の原因となる事実

第八条 条例第十五条第三項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 当該勧告に係るマンションの名称及び所在地
- 二 当該勧告の概要

2 第五条第三項の規定は、前項の公表について準用する。

第九条 条例第十五条第四項の規定による意見の陳述は、仙台市行政手続条例（平成七年仙台市条例第一号）第三章第三節の規定の例により行うものとする。

（委任）

第十条 この規則の施行に関し必要な事項は、都市整備局長が定める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和八年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 青葉区の区域又は泉区の区域内に所在するマンションについて、令和八年四月一日からこの規則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の前日までの間に集会が開かれ、かつ、当該集会で条例第十二条第二項の規定による届出の内容について決議を経していない場合において、施行日から令和九年三月三十一日までの間に集会が開かれなるときにおける令和八年度に行うべき同項の規定による届出については、第四条第二項本文の規定にかかわらず、令和九年度に行えば足りる。

別表（第四条関係）

	(い)	(ろ)
	マンションの所在する区域	基準年度
(一)	青葉区の区域 泉区の区域	令和八年度
(二)	宮城野区の区域 若林区の区域 太白区の区域	令和九年度